

奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準」を「要件」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号」を「第三条第一項及び同条第三項」に、「基準」を「要件」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号中「のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設」を「により構成される幼保連携施設（法第三条第三項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）」に、「施設であって法第三条第二項」を「ものであって同項」に改め、同号ア及びイ中「施設」を「幼保連携施設」に改め、同条第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同号イ中「それぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設」を「により構成される幼保連携施設」に改め、同号イ(1)及び(2)中「当該施設」を「当該幼保連携施設」に改める。

第十二条を第十四条とする。

第十一条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭」に改め、同条に次の一号を加える。

九 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

第十一条を第十三条とし、第八条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

第七条第一項中「法第三条第二項に規定する」を削り、「建物等」を「建物及びその附属設備」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

表題部	目 録

1 学級	180平方メートル
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

第七条第五項中「の各号」を削り、同項ただし書中「第二号」を「第二号」に、「第一号」を「第一号」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

学級数	面 積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

第七条を第九条とし、第四条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の二条を加える。

（法第三条第一項の条例で定める要件）

第四条 法第三条第一項の認定を受けようとする幼稚園又は保育所等（以下この条において「施設」という。）に係る同項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

一 施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請

に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 第六条から第十三条までに定める基準に適合すること。

(法第三条第三項の条例で定める要件)

第五条 法第三条第三項の認定を受けようとする幼保連携施設に係る同項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

一 幼保連携施設が次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 次条から第十三条までに定める基準に適合すること。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。